

先進医療の新規届出技術について
(届出状況／5月受理分)

受理 番号	技術名	適応症等	先進医療の 内容	医薬品・ 医療機器等 情報	保険給付されない 費用※1※2 (「先進医療に係る費用」)	保険給付される 費用※2 (「保険外併用療養費 に係る保険者負担」)	保険外併用療養費分 に係る一部負担金	先進医療A又は B (事務局案)	受理日 ※3
066	急性心筋梗塞に対するヒトIL-11製剤を用いた心筋保護療法	ST上昇型急性心筋梗塞(再灌流療法を施行する場合に限る)	別紙1ー1	別紙1ー2	13万8千円 (但し、全額研究者負担(研究費等)のため患者負担金 0円(1回))	231万円	98万6千円	先進医療B	H28.5.11
067	2型糖尿病患者に対する自己管理支援ICTシステムを用いた療養指導	2型糖尿病	別紙2ー1	別紙2ー2	22万6千円 (但し、先進医療にかかる費用は研究費で負担するため患者負担はない。)	4千円	2千円	先進医療B	H28.5.13

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。

※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。

※3 原則として15日以降に受理した場合は翌月分として処理している。

【備考】

○ 先進医療A

1 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術(4に掲げるものを除く。)

2 以下のような医療技術であって、当該検査薬等の使用による人体への影響が極めて小さいもの

(1)未承認等の体外診断薬の使用又は体外診断薬の適応外使用を伴う医療技術

(2)未承認等の検査薬の使用又は検査薬の適応外使用を伴う医療技術

○ 先進医療B

3 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴う医療技術(2に掲げるものを除く。)

4 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術であって、当該医療技術の安全性、有効性等に鑑み、その実施に係り、実施環境、技術の効果等について特に重点的な観察・評価を要するものと判断されるもの。